

市内 放課後等デイサービス事業所 管理者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課担当課長

## 新型コロナウイルス感染に伴う令和 2 年 4 月サービス提供分に係る請求について（通知）

日頃より本市福祉行政に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染防止にかかる学校の臨時休業等に伴う放課後デイサービスの自己負担額の増加相当に対して及び新型コロナウイルスの感染防止対策等のため、サービス提供事業所が居宅への訪問や電話等の代替的な方法で児童の健康管理や相談支援等の可能な範囲での支援の提供を行ったと本市が認める場合の利用者負担について軽減することとされました。

これに対応するため、各放課後等デイサービス事業所において令和 2 年 4 月サービス提供分の請求における取り扱いを整理しましたので通知します。

### 1 利用者負担軽減の内容

#### （1）軽減内容

- ①新型コロナウイルスの感染防止対策等のため、サービス提供事業所が居宅への訪問や電話等で児童の健康管理や相談支援等の可能な範囲での支援の提供を行ったと本市が認める場合の代替的な支援（以下「代替的な支援」という。）の本体報酬及び加算にかかる利用者負担の全額
- ②上記①の全額を控除したあとの令和 2 年 4 月分の利用者負担額が 2 月分よりも高い場合、2 月分と同額になるように 4 月分利用者負担を軽減します。

#### （2）今回の負担軽減の対象児童

以下のすべてを満たす児童

- ア 川崎市が放課後等デイサービスの支給決定を行っている  
※他市町村の児童については、当該自治体からの連絡を御確認ください。
- イ 令和 2 年 4 月 1 日から 4 月 30 日の間に 1 回以上、放課後等デイサービスを利用している  
（代替的な支援のみ利用している場合を含む）

## 2 利用者負担軽減対象者の確認方法等（確認方法の詳細は別紙参照）

(1) 利用者負担軽減対象者の確認（負担上限月額：4,600円又は37,200円）

ア 上限管理がある場合、上限管理事業所が計算し、原則として、上限管理事業所の利用者負担額によって調整。負担軽減額がこれを上回る場合、通常の上限管理の手順と同様に他事業所も含めて計算

- ・上限管理事業所は、利用者負担上限額管理結果票を「利用者負担軽減後の利用者負担」で作成してください。
- ・その他事業所は利用者負担上限額管理結果票に基づき、必要に応じて再請求してください。

イ 上限管理がない場合、各事業所で計算

(2) 利用者負担軽減対象者を別添「利用者負担額算定シート」にまとめて、本市にメールにて送信  
※送信を行う際の件名は、「放課後等デイサービスの利用者負担額算定シートの送付について（事業所名）」にしてください

メールアドレス：[40syokei@city.kawasaki.jp](mailto:40syokei@city.kawasaki.jp)

※提出締め切り：令和2年6月30日（火）

(3) 利用者負担が減額になることを利用者に説明し、減額後の利用者負担を受領

※既に令和2年4月分を請求済（全国システム請求）、上限額管理結果票作成の場合

臨時休業に伴う利用者負担増加分を含んだ請求の場合も承認しますが、6月3日までに過誤申立いただき、上記内容に基づき再請求してください。

※上記以外の内容（重複請求、支給量超過等）に誤りがある場合は、返戻になります。

## 3 その他の留意事項

- ・本事業は、国及び神奈川県が行う補助事業に基づく事業であるため、放課後等デイサービスのみが対象となります、児童発達支援又は保育所等訪問支援のみを利用している場合、対象となりません。  
なお、令和2年3月に放課後等デイサービスを利用している児童が同月に保育所等訪問支援を利用していた場合、保育所等訪問支援に係る利用者負担を含めて、利用者負担の軽減を行います。
- ・令和2年2月と4月で負担上限月額が異なる場合でも、考慮は不要です。  
2月の利用者負担額をそのまま比較対象として算定してください。
- ・令和2年5月利用分についても、同様の軽減を行います。詳細は別途ご案内します。

障害計画課給付係  
電話 044-200-2675

## 利用者負担軽減対象者の確認方法について

### 【利用者負担額 0 円（利用者負担全額を軽減するパターン）】

- ・令和 2 年 3 月以降から放課後等デイサービス新規利用
- ・令和 2 年 4 月から児童無償化対象
- ・令和 2 年 2 月が児童無償化対象（令和 2 年 4 月から無償化対象外でも 0 円）
- ・令和 2 年 4 月に代替的な支援のみの利用
- ・令和 2 年 2 月にサービス利用なし

※令和 2 年 4 月から児童無償化対象のパターン以外は全て軽減対象者のため利用者負担額算定シートに記載必要

### 【一部軽減対象】

- ・代替的な支援全額を控除したあとの令和 2 年 4 月の利用者負担額が 2 月よりも高い場合
- ・通常利用のみで令和 2 年 4 月の利用者負担額が 2 月よりも高い場合

※利用者負担額算定シートに記載必要

### 【軽減対象外】

- ・令和 2 年 2 月にサービス利用があったが、4 月に利用者負担額が減少した場合
- ・令和 2 年 2 月にサービス利用があったが、4 月に通常利用のみで（代替的な支援なし）利用者負担額が 2 月と同額

※利用者負担額算定シートに記載不要

### 【算定方法】

基本的には利用者負担額算定シートに基づき算定をお願いします。

エクセルのセルの色が白い部分には関数が入っておりますので、セルの色が黄色い部分のみ入力してください。

代替的な支援の費用額の部分には、4月分全体の総費用のうち、代替的な支援で本体報酬及び加算を算定した費用を入力してください。

代替的な支援がなく通常利用のみの場合は、代替的な支援の費用額の部分に0を入力してください。

黄色い部分のみ入力すると、エクセルに軽減後の利用者負担額が自動で反映されます。詳しい計算方法等を確認したい場合は、**利用者算定シートのおまでの詳しい計算方法について（参考）**をご確認ください。

対象者のデータが入力されていない部分については最初からエクセルの〇列に「対象外」と表示されています。

利用者負担額算定シートに軽減対象の情報が入力されると、エクセルの〇列の「対象外」表示が消えます。

データを入力しても「対象外」が消えない場合は軽減対象外の受給者なため、その対象者のデータを消して川崎市に提出してください。

### 【請求方法】

国保連請求の総費用額は代替的な支援の費用も含んだ総費用で請求を行ってください。

利用者負担上限月額部分（普段の請求で4,600や37,200で入力している部分）を利用者負担軽減後の利用者負担金額に修正し、請求を送信する前に決定利用者負担額が利用者負担軽減後の利用者負担金額になっているかを確認してください。

上限管理ありの場合、利用者負担軽減後の利用者負担額を複数利用している事業所と調整してください。

上記の通り請求を行うと、請求データ確認で、

EG37 ▲資格：利用者負担上限月額が障害児支援受給者台帳の「利用者負担上限額情報・利用者負担上限月額」と一致していません。

が表示されますが、利用者負担軽減のため、上記の通り請求した場合であれば、対応は不要です。

具体例1 代替的な支援なし 2月にサービス利用あり かつ 4月に利用者負担額が増加（負担上限月額37,200円）

2月 サービス利用分			4月 サービス利用分							
総費用額	利用者負担 ア	国保連（市町村） 請求額	当初			うち、代替的な支援分		利用者負担 エ 代替的な支援 全額軽減後 イーウ	【確定利用者負担】オ ア≧エの場合、 エの金額を表示  ア<エの場合、 アの金額を表示	
			総費用額	総費用額の1割 イ	国保連（市町村） 請求額	代替的な支援の 費用額	費用額の1割 ウ			
100,000	10,000	90,000	200,000	20,000	180,000	0	0	20,000	10000	
		0		0	0		0	0	0	
		0		0	0		0	0	0	
		0		0	0		0	0	0	
		0		0	0		0	0	0	

【確定利用者負担】オに表示されている金額が軽減後の利用者負担額です。この具体例の4月分利用者負担額は10,000円です。

具体例2 代替的な支援あり 2月にサービス利用あり かつ 4月に利用者負担額が増加（負担上限月額37,200円）

2月 サービス利用分			4月 サービス利用分							
総費用額	利用者負担 ア	国保連（市町村） 請求額	当初			うち、代替的な支援分		利用者負担 エ 代替的な支援 全額軽減後 イーウ	【確定利用者負担】オ ア≧エの場合、 エの金額を表示  ア<エの場合、 アの金額を表示	
			総費用額	総費用額の1割 イ	国保連（市町村） 請求額	代替的な支援の 費用額	費用額の1割 ウ			
100,000	10,000	90,000	200,000	20,000	180,000	120,000	12,000	8,000	8000	
		0		0	0		0	0	0	

【確定利用者負担】オに表示されている金額が軽減後の利用者負担額です。この具体例の4月分利用者負担額は8,000円です。

具体例3 代替的な支援あり 2月にサービス利用あり かつ 4月に利用者負担額が増加（負担上限月額37,200円）

17	2月 サービス利用分			4月 サービス利用分						
				当初			うち、代替的な支援分		利用者負担 エ 代替的な支援 全額軽減後 イ-ウ	【確定利用者負担】 オ ア≧エの場合、 エの金額を表示  ア<エの場合、 アの金額を表示
18	総費用額	利用者負担 ア	国保連（市町村） 請求額	総費用額	総費用額の1割 イ	国保連（市町村） 請求額	代替的な支援の 費用額	費用額の1割 ウ		
20										
23	100,000	10,000	90,000	200,000	20,000	180,000	80,000	8,000	12,000	10000
24			0		0	0		0	0	0
25			0		0	0		0	0	0

【確定利用者負担】 オに表示されている金額が軽減後の利用者負担額です。この具体例の4月分利用者負担額は10,000円です。

利用者算定シートのおまでの詳しい計算方法について（参考）

具体例 1 代替的な支援なし 2月にサービス利用あり かつ 4月に利用者負担額が増加（負担上限月額 37,200 円）

→ 2月と同額になるよう、利用者負担を軽減

項目名	2月	4月	⇒	4月・軽減後
総費用額	100,000 円	200,000 円	2月と同額に	200,000 円
利用者負担（上記の1割）	10,000 円	20,000 円	なるよう軽減	10,000 円

具体例 2 代替的な支援あり 2月にサービス利用あり かつ 4月に利用者負担額が増加（負担上限月額 37,200 円）

項目	2月通常	4月通常	→	4月軽減①
総費用額	100,000	200,000		200,000
総費用額のうち代替的な支援	(なし)	(120,000)		(120,000)
利用者負担 (上記の1割) (総費用のうち代替的支援分)	A 10,000 (なし)	20,000 (12,000)		B 8,000 (0)
備考	4月の利用者負担の 比較対象	通常の 利用者負担の場合		まず、代替的な支援の 利用者負担 12,000 円は 全額軽減

A の 10,000 と B の 8,000 を比べて、A > B のため、B で利用者負担額を決定する。

総費用 200,000 - 代替的な支援 120,000 = 80,000 の1割

具体例3 代替的な支援あり 2月にサービス利用あり かつ 4月に利用者負担額が増加（負担上限月額 37,200 円）

項目	2月通常	4月通常
総費用額	100,000	200,000
総費用額のうち代替的な支援	(なし)	(80,000)
利用者負担 (上記の1割) (総費用のうち代替的支援分)	A 10,000 (なし)	20,000 (8,000)
備考	4月の利用者負担の 比較対象	通常の利用者負担の場合

→

4月軽減①
200,000
(80,000)
B 12,000 (0)
まず、代替的な支援の 利用者負担 8,000 円は 全額軽減

A の 10,000 と B の 12,000 を比べて、 $A < B$  のため、A で利用者負担額を決定する。

総費用 200,000 - 代替的な支援 80,000 = 120,000 の1割